令和８年度　救助技術の高度化等検討会　分科会【第２回】

議事概要

日時：令和８年７月23日（木）10:00～12:30

場所：中央合同庁舎第２号館８階 第一特別会議室

１　日時：令和８年７月23日（木）10:00～12:30

２　場所：東京都千代田区霞が関２丁目１番２号
　　中央合同庁舎第２号館８階第一特別会議室（WEB会議とのハイブリッド開催）

３　出席者（敬称略）
〈有 識 者〉小井土雄一（分科会長）、濵田昌彦、松原泰孝、宮口一
〈関係機関〉上村淳司、曽根拓磨、西嶋康浩
〈消防機関〉上村潤也、木下哲男、倉澤和外、坂根克哉、重田雅文、周藤信博、
　　田中亮三、恒松雄一郎

４　議事内容
（１）あいさつ（消防庁国民保護・防災部参事官）

（２）議題
ア　医療機関への搬送
　資料１を事務局にて説明

（委員）
２次トリアージについて、初期対応医療機関が決められている場合はトリアージを実施しないということだが、逆に初期対応医療機関が決められていない場合はトリアージを実施することになるのか。

（事務局）
その通りである。

（分科会長）

受け手側が受けてくれなければ始まらない。現状では医療側がこのような体制になっていないため、今後体制を構築すると理解している。既に厚労省では、厚労科研でどのような集中搬送ができるか、どのような準備や装備が必要か検討していると聞いている。

（委員）
「タイム・イズ・ライフ」の考え方で、START 法やトリアージタグへの詳細な記載は行わず、時間をかけないで救命をすることは大事だと考える。化学テロと同時に爆発物も使われることを想定したとき、死にかけている人がいる状況であってもトリアージタグへの詳細な記載などは行わないという認識でよいのか。

（事務局）
基本的に今回の改正では２次トリアージの制度そのものを廃止するという趣旨のものではなく、詳細な記載等を省略するというものである。

（分科会長）
CBRNE テロは爆傷もプラスになるケースもあるので、止血を中心とした救命処置も現場で必要であり、そういった救命処置も考慮しなければならない。

（委員）
初期対応医療機関については、東京都の場合は、東京消防庁ではなく、東京都が決めるということで考えている。病院側は、どういう状態の患者が連れてこられるのか、到着するまでどれぐらいの時間があるのかについて関心がある。このマニュアルに反映されることではないが、実行に移すために、医療機関との認識の合わせと訓練を行うことをトータルで進めていく必要がある。

（分科会長）
その通りである。初期対応医療機関の体制づくりで必要な検討だと考える。

（委員）
現場で時間をかけずに医療機関に送ることには賛成であり、そうすべきだと思うが、一方で、どんな場合に、どこまでのトリアージを、どこまで記載しなければいけないのかを現場に伝えなければ、現場は困ってしまうのではないか。

（事務局）
現在も消防庁マニュアルを踏まえて、各消防本部で多数傷病者の要綱等を定めている。それを活用しながら進めてもらいたいと考えている。

（分科会長）
令和５年度のマニュアル作成時からその議論はあった。今回の改定では基本的に現場クリアランスと集中搬送の部分を追加しただけであり、実際の活動に関しては、多数傷病者発生事案のマニュアルなどを全て組み合わせて考えるべきだと思う。

（委員）
救急活動の実施要領の項目について、歩行可能な軽症者については人員搬送バスや隊員の誘導により、初期対応医療機関へ集中搬送するとあるが、歩行可能な軽症者は自身で近場のクリニックに行くことが懸念される。これは自身で近場のクリニックに行く軽症者もいる前提で記載されているのか。

（事務局）
現行マニュアルでもウォームゾーンから除染をせずにコールドゾーンに出てきた曝露者については、除染所に誘導すると記載している。まずは除染した上でシステムに乗ってもらうと考えてもらいたい。

（委員）
その場合の除染は乾的除染として上着を脱がせる程度になるのか。

（事務局）
まずは乾的除染として脱衣と拭き取りを行う。脱衣で 90%の除染ができ、拭き取りで残りの 10%を除染する。その後に搬送をイメージしている。

（委員）
乾的除染した後に動けなければ滞留してしまうが、どのような姿になるのか。

（事務局）
消防機関で簡易型のポンチョを装備している。消防機関が関わった除染の場合、簡易型のポンチョを着て袋に荷物を入れた状態で搬送になる。消防が把握する以外の患者は各自で医療機関を受診すると思うが、消防の活動の範囲内では消防がしっかりと除染を行った状態で搬送することになると思う。ただ、勝手に医療機関を受診することは止められないし把握できない。

（委員）

乾的除染、脱衣拭き取りでほぼ除染ができて、簡易服を着させることもその通り。サリンであれば脱衣拭き取りだけで除染できるが、マスタード等になると話が変わる。病院への搬送を早く行うのと同時に、水的除染が必要な患者をどうするかという問題は残っている。

（分科会長）
貴重な意見をいただき感謝する。マニュアルの中に全てを網羅することは難しいが、改正案について、大筋で了承を得られたと思う。事務局と軽微な文言修正の有無を含めて検討するとして、この案を本分科会の案として親会の検討会に示すことについて承認していただけるか。

（異議なし・承認）

イ　防護措置
資料２を事務局にて説明

（委員）
現行のフローチャートに対し、消防大学校や各県の消防学校の講義で多くの質問を受けている。新しいフローチャートが出された際にも同様に質問が想定される。従来のフローチャートの基本的な考え方は、HAZMAT や有毒産業物質（フッ化水素酸や無水アンモニア等）も含めた「ワーストケースシナリオ」に基づき、状況が不明な場合はまずレベル A を選択し、そこから下げるというものであった。一方、新しい案は、明確な記載はないものの、数百名規模の多数汚染患者が発生した状況において、隊員の安全確保と救命の優先度を天秤にかけた案と見受けられる。ワーストケースシナリオから離れ、救命・医療側に軸足を移した考え方へと変更されたと解釈してよいか。

（事務局）
基本的なロジック自体は従来のチャートから変更していない。現状のフローチャートは指揮官が状況を見てレベル A から下げる判断を行う形であったが、改正マニュアル案ではビジュアル上、その判断ラインを裏返した形で描画している。指揮官の判断基準が同じであれば、改正案でも結果は変わらないという認識。

（委員）

「タイム・イズ・ライフ」の観点から多くの人を救おうとする際、矢印の指す位置がレベル A と B の間にあり、やや曖昧に映る。B の説明欄には「右記に該当すると判断した場合は速やかにレベル A に移行する」とあり、実質的には B に降ろす前提に見える。この点への説明方法を整理したい。

（事務局）
実態に合わせ、双方の見え方のバランスを考慮した。具体的な現場状態に対して従来のチャートと照らし合わせても、判断結果は同様になると考えている。

（委員）
レベル A への移行条件（「曝露者の周辺の人に同様の症状が見られる」「閉鎖空間」など）をそのまま解釈すると、地下鉄サリン事件のようなケース（閉鎖空間・多数が同様の症状）ではレベル A の選択が強制され、初期からレベル B で進入して迅速に救命を図りたい場合に矛盾が生じるのではないか。

（事務局）
閉鎖空間の解釈についてもこれまでと変えておらず、「地下鉄の車内（扉が閉じている状態）」であり、「地下街」や「改札口付近」は閉鎖空間には該当しないという認識である。また、曝露者周辺の症状についても、一時曝露者が倒れており、その周囲の未曝露者にも症状が見られない場合はレベル B の選択が可能であり、これも従前のフローチャートでも同様である。

（分科会長）
「曝露者周辺の人に同様の症状」という条件は、二次被害（救助に入った隊員や周囲の人が相次いで倒れる等）を防ぐための基準である。地下鉄サリン事件においても、ホームや改札付近であればレベル B での進入が可能であったというニュアンスで捉えている。

（委員）
最上部の緑色の枠（収集した情報）と、レベル A 欄の赤枠内の記述が重複して見える。これは「119 番通報時の情報で判断する場面」なのか、「現場到着後に指揮者がリアルタイムで判断する場面」なのか、どの時点の状況判断かを付言しなければ、最初からレベル A と固定されてしまう恐れがある。現場到着後の状況判断を促すプロセスであることを明確にすべきである。

（事務局）

ご指摘の通り、重複しているととれる部分はあるが、今回は基本的に前回のフローチャートの基本骨格を残している。最下部の青枠（現場の状況に応じた見直し）に基づき、現場で柔軟に防護レベルを再評価する運用を想定している。

（分科会長）
今回は R5 年版の骨格を尊重し、最小限の書き換えにとどめている。細かな例示や定義付けは記載していないが、運用上の留意点として考慮する。

（委員）
注記の「隊員の安全性を十分確保するとともに」の後に「より簡易な防護措置を含め」と追記すると、安全性確保と簡易化という相反するニュアンスが生じる。また、後続の「効率よく活動ができる防護措置」と意味が重複する。目的は迅速な人命救助であるため、「より簡易な防護措置」という文言は削除するか、もしくは「救助の緊急性等を踏まえた上で、迅速な人命救助を行える防護レベルを判断する。なお、簡易な防護レベルを選択した場合は安全性を十分に確保すること」といった表現としてはどうか。

（事務局）
意図は理解できるが、大前提として安全性を十分に確保した上での記述であり、根本的な意味の相違はないと考える。原案のままでも差し支えないと考えるが、最終的な文言は分科会長および委員皆様のご判断に委ねたい。

（委員）
米国 SBCCOM の論文（防火衣と SCBA でサリン現場へ進入する手法）を国内に紹介した経緯もあるが、簡易な防護措置（防火衣＋空気呼吸器等）の適用には、暴露時間（30 分以内）や物質の状態（液体・水たまりの有無）など厳格な条件が必要である。誤解を与えないよう留意が必要である。

（委員）
先ほどの委員の指摘通り、緑色の枠は「119 番通報段階での情報」であることを強調すると矢印の誘導がスムーズになる。また、委員の指摘に対しては折衷案として、2 つ目のポツで人命救助を強調した表現とし、3 つ目のポツ冒頭に「前項に基づき、より簡易な防護措置を選定した場合であっても、何らかの異常を覚知した場合は〜」と繋げることで、全体のバランスが整うのではないか。

（分科会長）

「より簡易な防護措置」という表現には、レベルBの資機材を保有していない地域において、面体とレベルCで対応するケースなども想定に含まれている。強要するものではなく選択肢として示す趣旨であるため、現在の文言でも意図は伝わると考える。

（委員）

防護措置に対して、レベルABCの高低を表すのであれば、「簡易」ではなく、「より低い防護措置」という表現の方が適しているのではないか。

（分科会長）

各委員からの貴重な意見を踏まえ、細かな文言修正については要否を含め事務局および分科会長に一任していただき、本分科会としては、この改定案を検討会へ提示することとしてよいか。

（異議なし・承認）

（3）　あいさつ（消防庁国民保護・防災参事官）